

関係法令等（抜粋）

○鳥取県建設工事執行規則

（工事の施工の基準）

第 24 条 請負者は、契約書並びに図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)に基づき、工事を適正に施工しなければならない。

2 請負者は、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設、工法等工事的物的物を完成するために必要な一切の手段を定めることができる。

（設計図書と工事現場の状態との不一致等の場合の措置）

第 39 条 請負者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

（1） 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

（2） 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

（3） 設計図書の表示が明確でないこと。

（4） 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

（5） 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを得ずに行うことができる。

3 知事は、請負者の意見を聴いて、調査の結果(これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 知事は、前項の調査の結果において第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 知事は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任期間等）

第 72 条

（中略）

8 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は知事若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、知事は当該契約不適合を理由として、請求等をする

ことができない。ただし、請負者が当該支給材料の性質又は知事若しくは監督員の指図が不適当であることを知りながらこれを知事又は監督員に通知しなかったときは、この限りでない。

○建設工事請負契約書

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

(中略)

6 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(監督員)

第9条

(中略)

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後、14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当 発注者が行う。
し、設計図書を訂正する必要があるもの
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変 発注者が行う。
更する場合で工事目的物の変更に伴うもの
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変 発注者と受注者とが協議
更する場合で工事目的物の変更に伴わないもの して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任期間)

第49条の5

(中略)

- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

○土木工事共通仕様書（土木工事施工管理ハンドブック）

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1-6 監督員

1. 監督員の権限

当該工事における監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。

2. 監督員の権限の行使

監督員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

○鳥取県土木工事標準積算基準書

第5章 数値基準等

①数値基準

設計書の表示単位及び数値は原則として次のとおりとする。

（略）

- （4） 設計計上数量は、「土木工事数量算出要領（案）」により算出された数量を、設計表示数値に四捨五入して求めるものとする。

（略）

○土木工事数量算出要領（案）

4 数量算出方法

数量の算出は、「第1編（共通編）1章基本事項」によるほか下記の方法によるものとする。

平均断面法または「1. 10 BIM/CIM モデルによる数量算出方法」によることを標準とする。

平均断面法

土 量＝平均断面積×延長

法面積＝平均法長×延長

○地方自治法

（住民監査請求）

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実

(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。
- 4 第1項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第1項の規定による請求人(以下この条において「請求人」という。)に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 5 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- 6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第1項の規定による請求があつた日から60日以内に行わなければならない。
- 7 監査委員は、第5項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。
- 8 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。
- 9 第5項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

10・11 (略)

建設工事請負契約書



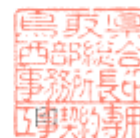
- 1 工 事 名 国道181号（佐川～根雨原工区）改良工事（1工区）（防災安全交付金）
- 2 工事場所 日野郡江府町佐川
- 3 工 期 着 工 令和 4年 4月 1日 ・
完 成 令和 4年12月23日 ・
- 4 請負代金額 金 101,860,000円 ・
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 9,260,000円）
- 5 契約保証金 金 10,186,000円 ・

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4年 3月 2日

発注者 住 所 鳥取県米子市糺町一丁目160番地
鳥取県
氏 名 鳥取県西部総合事務所長 吉村 文宏



受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

建設工事請負変更契約書



1 工事名 国道181号(佐川～榎雨原工区)改良工事(1工区)〔防災安全交付金〕

2 工事場所 日野郡江府町佐川

3 変更工期 着 工 令和 4 年 4 月 1 日
完 成 令和 5 年 3 月 2 4 日

4 元請負代金に対する増額 金41,718,600円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金3,792,600円)

5 請負代金変更増額に対する契約保証金 金4,171,860円

6 その他 (1) 別冊設計図書のとおり
(2) その他原契約書のとおり

令和4年3月2日締結した建設工事請負契約について、上記のとおり建設工事請負
変更契約を締結する。

ただし、変更契約についても原契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保
有する。

令和4年 12月21日

発 注 者 住 所 鳥取県米子市鞆町一丁目160番地
鳥取県
氏 名 鳥取県西部総合事務所長 吉村 文宏



受 注 者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

建設工事請負変更契約書



1 工事名 国道181号(佐川～横雨原工区)改良工事(1工区)(防災安全交付金)

2 工事場所 日野郡江府町佐川

3 工期 着工 令和 4年4月 1日
完成 令和 5年3月24日

4 元請負代金に対する増額 金15,369,200円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,397,200円)

5 請負代金変更増額に対する契約保証金 金1,536,920円

6 その他 (1) 別冊設計図書のとおり
(2) その他原契約書のとおり

令和4年3月2日締結した建設工事請負契約について、上記のとおり建設工事請負変更契約を締結する。

ただし、変更契約についても原契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

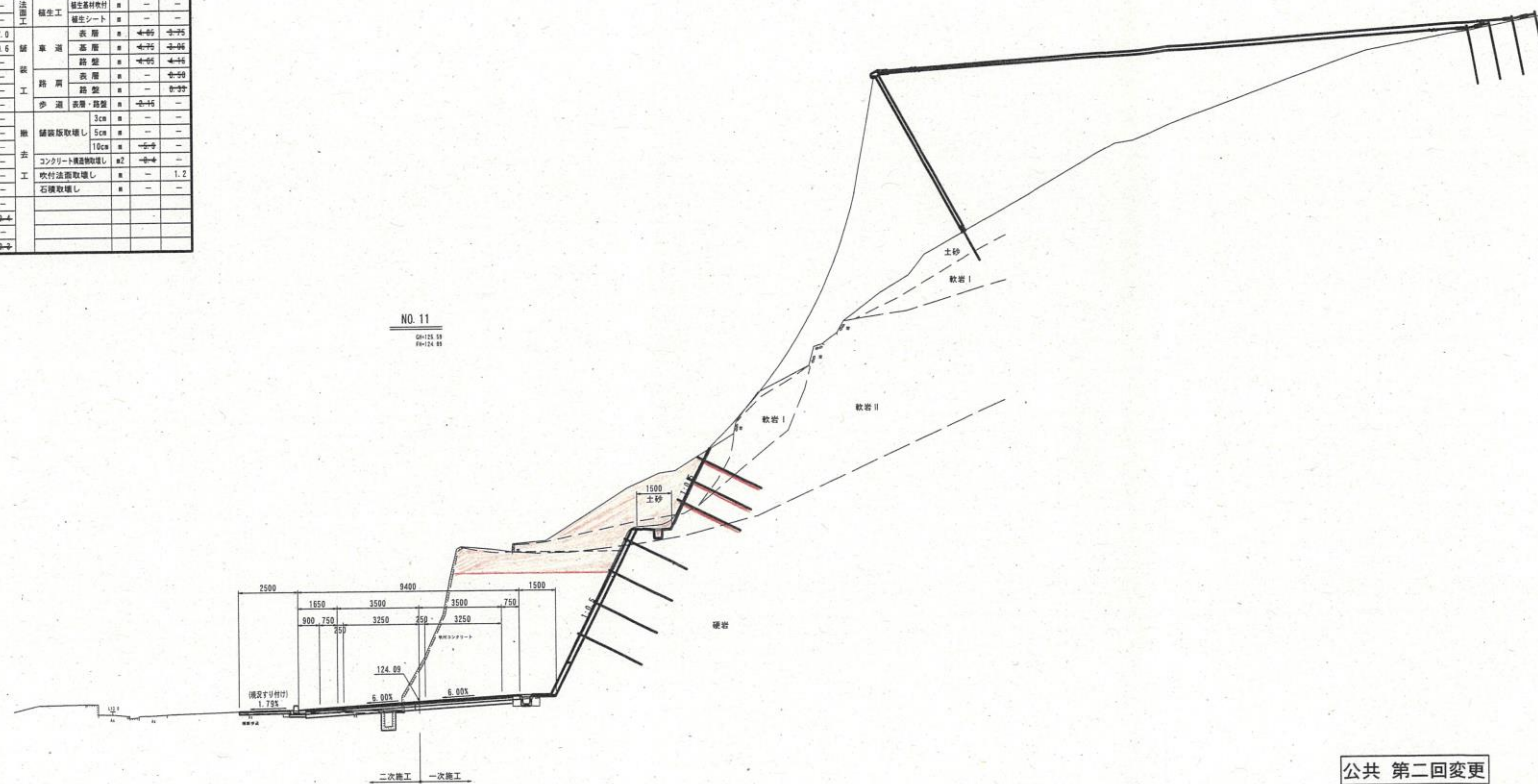
令和5年 3月 15日

発注者 住 所 鳥取県米子市梶町一丁目160番地
鳥取県
氏 名 鳥取県西部総合事務所長 吉村 文宏



受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

測 点 NO.11										
種 別		単位	数 量		種 別		単位	数 量		
			一次施工	二次施工				一次施工	二次施工	
			(a)	(b)				(a)	(b)	
掘 削 工	片 削	土 砂	m ²	—	8.1	法 工 部	土 砂	m ²	—	
		軟岩1	m ²	—	—		軟岩1	m ²	—	
		軟岩2	m ²	—	4.3		軟岩2	m ²	—	
		中硬岩	m ²	—	—		中硬岩	m ²	1.4	
	オープン	土 砂	m ²	—	0.2	掘 削 工	土 砂	m ²	—	
		軟岩1	m ²	—	—		軟岩1	m ²	—	
		軟岩2	m ²	—	—		軟岩2	m ²	—	
		中硬岩	m ²	—	7.0		中硬岩	m ²	—	
	合 計	m ²	—	19.6	合 計	m ²	—	—		
	築 工	路 床	W<2.5	m ²	—	築 工	表 層	m ²	中硬	中硬
7.55m ²			m ²	—	底 層		m ²	中硬	中硬	
路 床		W<4.0	m ²	—	土 工	路 盤	m ²	中硬	中硬	
		W<2.5	m ²	中硬		歩 道 基 層	m ²	中硬	中硬	
土 留 土		W<4.0	m ²	—	無	3cm	m	—	—	
		W<2.5	m ²	—		舗 装 取 除 量	m ²	—	—	
合 計		m ²	中硬	—	10cm	m	中硬	—		
作 業 土 工		床 底 工	土 砂	m ²	—	土	コンクリート敷設面積	m ²	中硬	—
			軟岩1	m ²	—		穴 付 法 取 除 量	m ²	—	1.2
			軟岩2	m ²	—		石 積 取 除 量	m ²	—	—
	中硬岩		m ²	—	—		—	—	—	
埋 戻 し	埋 戻 土	m ²	—	埋 戻 土	埋 戻 土	m ²	—	—		
	埋 戻 土	m ²	中硬		中硬	—	—	—		



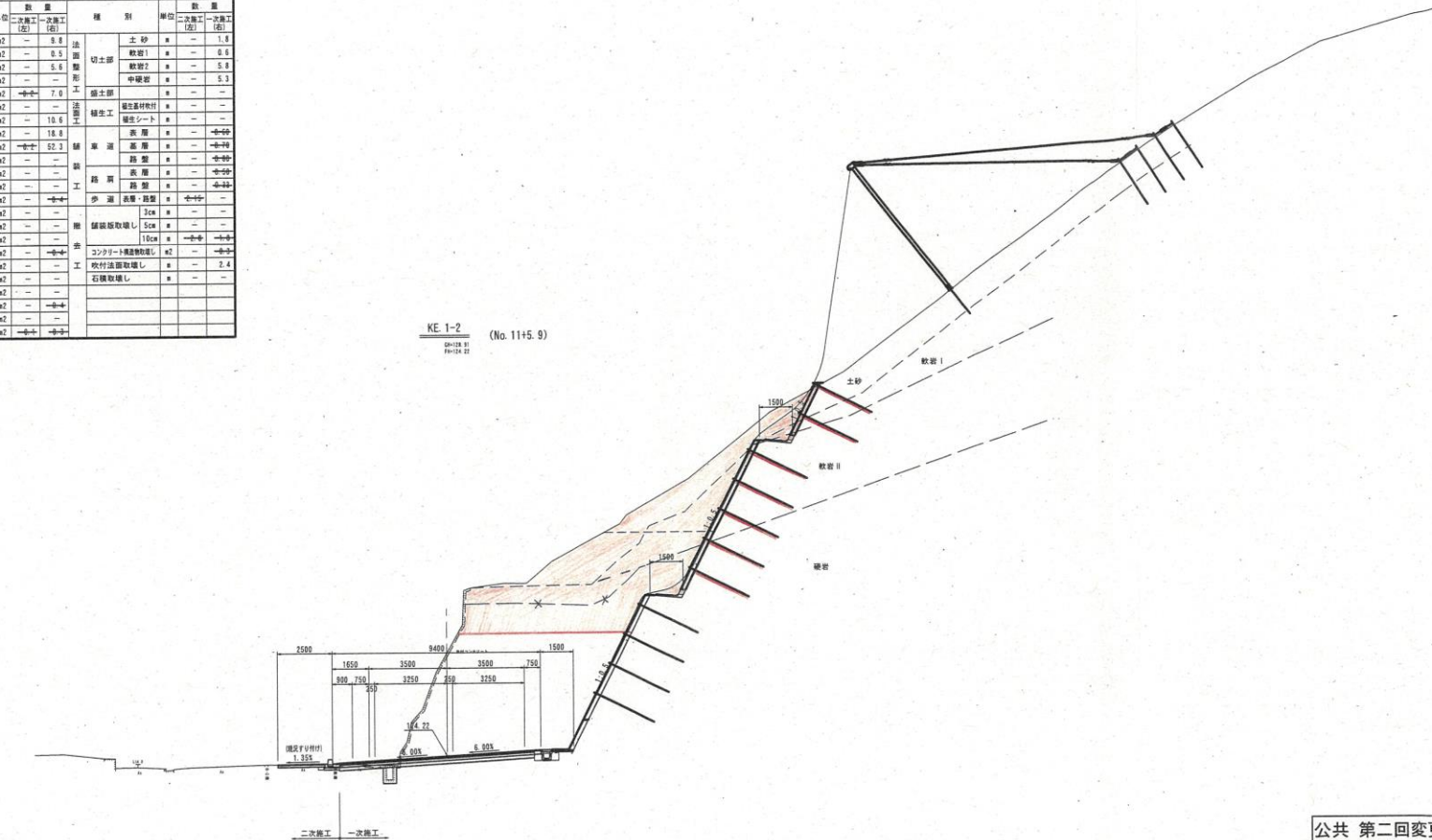
公共 第二回変更

路線名	国道181号(佐川～根雨原工区)
位置	日野郡江府町佐川～西條郡仙臺町根雨原
図名	横断面図(4)
縮尺	1:100 単位 mm
図号	全 14 葉中の内 5
令和 3 年度施行	鳥取県
西部総合事務所米子県土整備局	

※A3出力時：50%縮尺

測 点 KE 1-2									
種 別	単位	数量	種 別	単位	数量	種 別	単位	数量	種 別
土 砂	m ²	0.5	土 砂	m	1.8	土 砂	m	0.6	土 砂
軟岩1	m ²	0.5	軟岩1	m	0.6	軟岩1	m	0.6	軟岩1
軟岩2	m ²	5.6	軟岩2	m	5.8	軟岩2	m	5.8	軟岩2
中硬岩	m ²	—	中硬岩	m	5.3	中硬岩	m	5.3	中硬岩
土 砂	m ²	7.0	土 砂	m	—	土 砂	m	—	土 砂
軟岩1	m ²	—	軟岩1	m	—	軟岩1	m	—	軟岩1
軟岩2	m ²	10.6	軟岩2	m	—	軟岩2	m	—	軟岩2
中硬岩	m ²	18.3	中硬岩	m	—	中硬岩	m	—	中硬岩
合 計	m ²	52.3	合 計	m	—	合 計	m	—	合 計
路面	m ²	—	路面	m	—	路面	m	—	路面
2.5% $\times$ 4.5	m ²	—	2.5% $\times$ 4.5	m	—	2.5% $\times$ 4.5	m	—	2.5% $\times$ 4.5
W $\times$ 4.0	m ²	—	W $\times$ 4.0	m	—	W $\times$ 4.0	m	—	W $\times$ 4.0
W $\times$ 2.5	m ²	—	W $\times$ 2.5	m	—	W $\times$ 2.5	m	—	W $\times$ 2.5
2.5% $\times$ 4.5	m ²	—	2.5% $\times$ 4.5	m	—	2.5% $\times$ 4.5	m	—	2.5% $\times$ 4.5
W $\times$ 4.0	m ²	—	W $\times$ 4.0	m	—	W $\times$ 4.0	m	—	W $\times$ 4.0
土留土	m ²	—	土留土	m	—	土留土	m	—	土留土
合 計	m ²	—	合 計	m	—	合 計	m	—	合 計
土 砂	m ²	—	土 砂	m	—	土 砂	m	—	土 砂
軟岩1	m ²	—	軟岩1	m	—	軟岩1	m	—	軟岩1
軟岩2	m ²	—	軟岩2	m	—	軟岩2	m	—	軟岩2
中硬岩	m ²	—	中硬岩	m	—	中硬岩	m	—	中硬岩
硬質土	m ²	—	硬質土	m	—	硬質土	m	—	硬質土
硬質土	m ²	—	硬質土	m	—	硬質土	m	—	硬質土

KE 1-2 (No. 11+5.9)
D=120.0
P=120.0

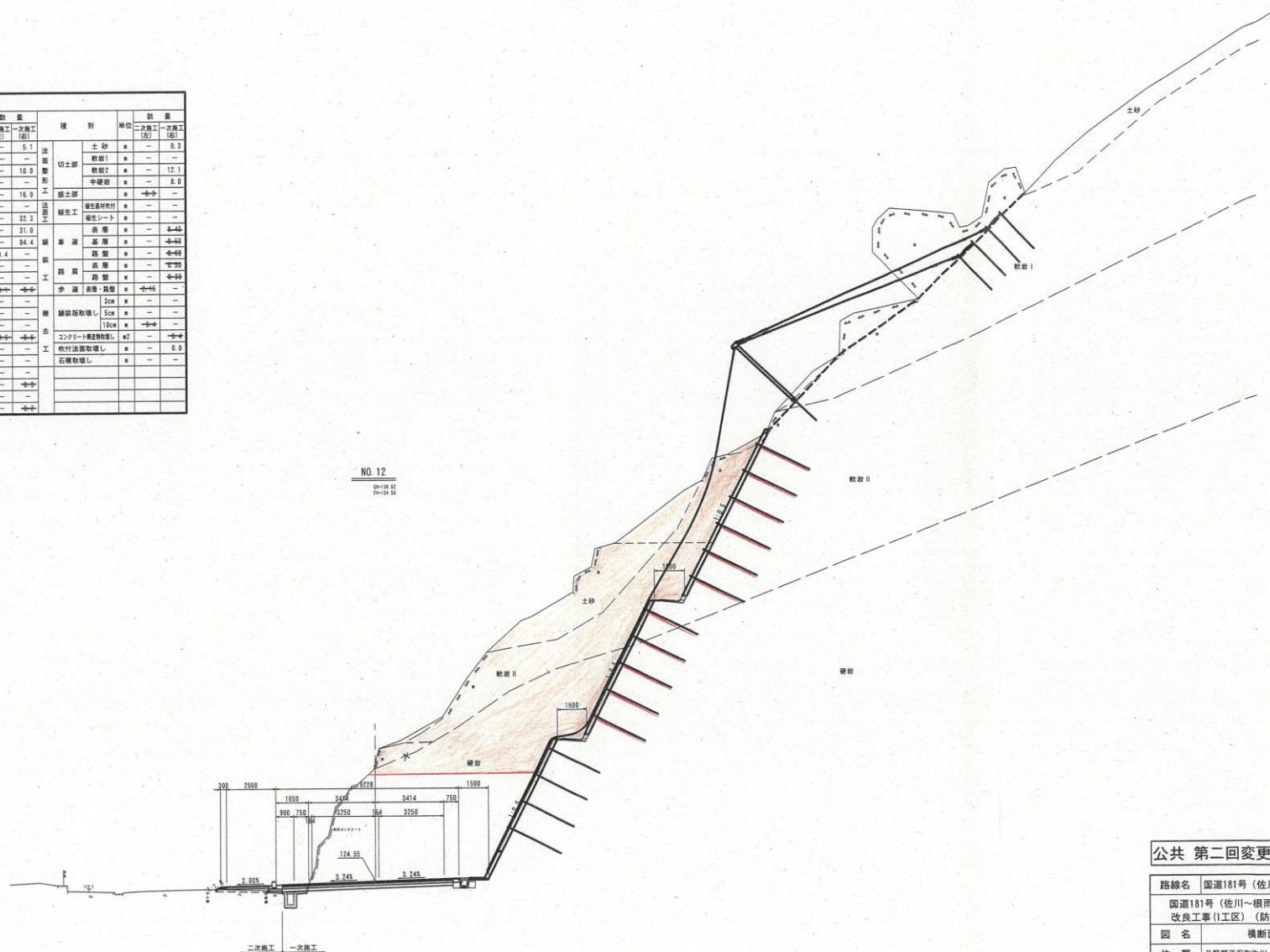


公共 第二回変更

路線名	国道181号 (佐川～根雨原工区)
国道181号 (佐川～根雨原工区)	
改良工事(1工区) (防災安全交付金)	
図 名	横断面図 (5)
位 置	日野郡江府町佐川～西伯郡伯耆町根雨原
縮 尺	1:100 単 位 mm
図 号	全 14 葉中の内 6
令和 3 年度施行	鳥取県
西部総合事務所米子県土整備局	

※A3出力時：50%縮尺

測 点 NO.12									
種 別	単位	数量	種 別	単位	数量	種 別	単位	数量	種 別
土 砂	m ²	5.1	土 砂	m ²	0.3	土 砂	m ²	12.1	土 砂
軟岩1	m ²	—	軟岩2	m ²	—	軟岩3	m ²	—	軟岩4
軟岩2	m ²	10.9	軟岩3	m ²	—	軟岩4	m ²	—	軟岩5
中硬岩	m ²	—	中硬岩	m ²	—	中硬岩	m ²	—	中硬岩
土 砂	m ²	16.0	土 砂	m ²	—	土 砂	m ²	—	土 砂
軟岩1	m ²	—	軟岩2	m ²	—	軟岩3	m ²	—	軟岩4
軟岩2	m ²	32.3	軟岩3	m ²	—	軟岩4	m ²	—	軟岩5
中硬岩	m ²	31.0	中硬岩	m ²	—	中硬岩	m ²	—	中硬岩
合 計	m ²	94.4	合 計	m ²	—	合 計	m ²	—	合 計
W<2.5	m ²	0.4	W<2.5	m ²	—	W<2.5	m ²	—	W<2.5
2.5≤W<4.0	m ²	—	2.5≤W<4.0	m ²	—	2.5≤W<4.0	m ²	—	2.5≤W<4.0
W≥4.0	m ²	—	W≥4.0	m ²	—	W≥4.0	m ²	—	W≥4.0
W<2.5	m ²	—	W<2.5	m ²	—	W<2.5	m ²	—	W<2.5
2.5≤W<4.0	m ²	—	2.5≤W<4.0	m ²	—	2.5≤W<4.0	m ²	—	2.5≤W<4.0
W≥4.0	m ²	—	W≥4.0	m ²	—	W≥4.0	m ²	—	W≥4.0
土別土	m ²	—	土別土	m ²	—	土別土	m ²	—	土別土
合 計	m ²	—	合 計	m ²	—	合 計	m ²	—	合 計
土 砂	m ²	—	土 砂	m ²	—	土 砂	m ²	—	土 砂
軟岩1	m ²	—	軟岩2	m ²	—	軟岩3	m ²	—	軟岩4
軟岩2	m ²	—	軟岩3	m ²	—	軟岩4	m ²	—	軟岩5
中硬岩	m ²	—	中硬岩	m ²	—	中硬岩	m ²	—	中硬岩
硬質土	m ²	—	硬質土	m ²	—	硬質土	m ²	—	硬質土
硬質土	m ²	—	硬質土	m ²	—	硬質土	m ²	—	硬質土

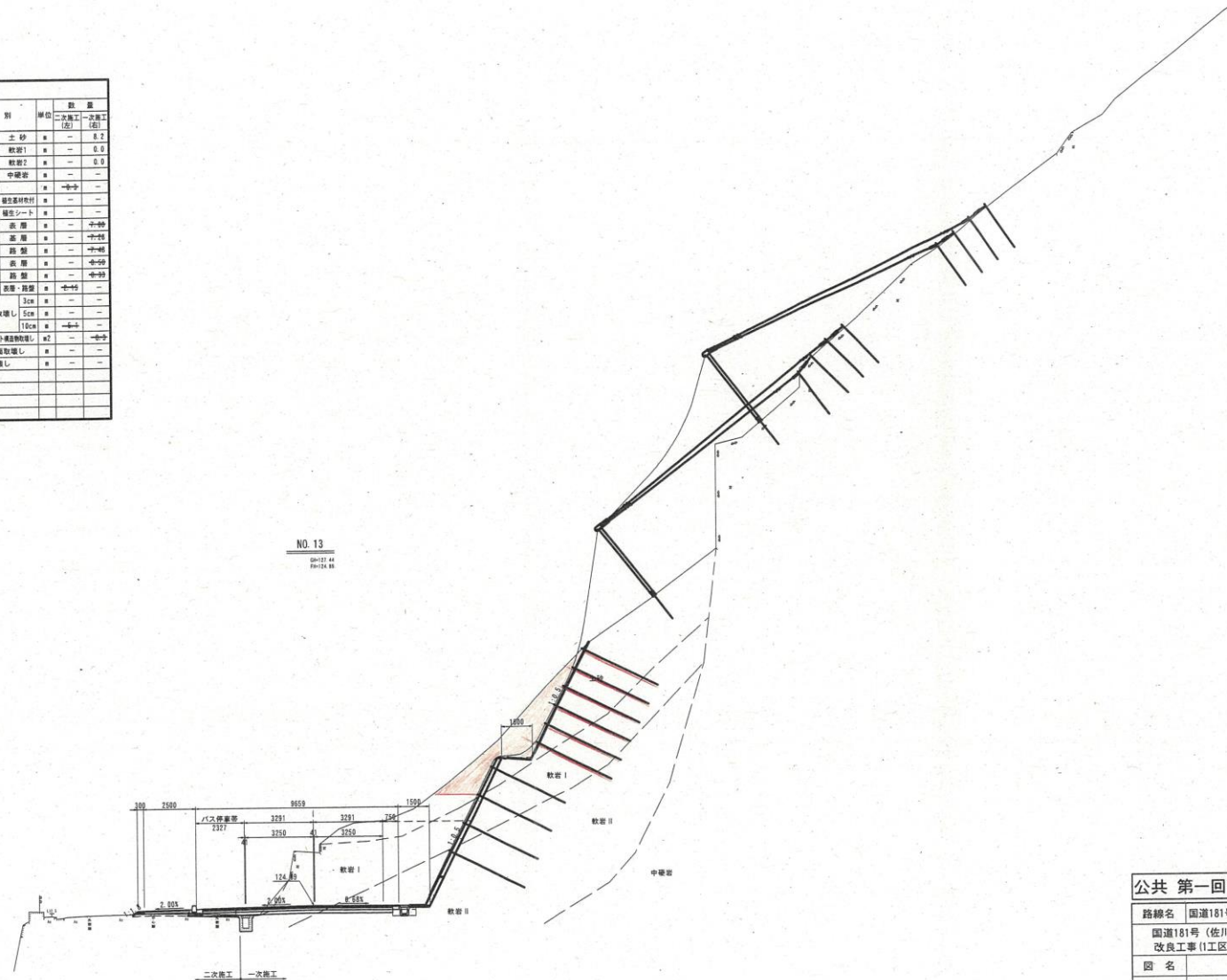


公共 第二回変更

路線名	国道181号 (佐川～根雨原工区)
国道181号 (佐川～根雨原工区)	
改良工事 (I工区) (防災安全交付金)	
図 名	横断面図 (6)
位 置	日野郡江府町佐川～西谷郡伊豆町根雨原
縮 尺	1:100 単 位 mm
図 号	全 14 葉中の内 7
令和 3 年度施行	鳥取県
西部総合事務所米子県土整備局	

※A3出力時: 50%縮尺

測点 NO.13									
種別	単位	数量	種別	単位	数量	種別	単位	数量	種別
土砂	m ²	11.8	切土部	m	8.2	土砂	m	8.2	
敷設1	m ²	0.0	敷設1	m	0.0	敷設1	m	0.0	
敷設2	m ²	0.0	敷設2	m	0.0	敷設2	m	0.0	
中継部	m ²	0.0	中継部	m	0.0	中継部	m	0.0	
土砂	m ²	0.0	土砂	m	0.0	土砂	m	0.0	
敷設1	m ²	0.0	敷設1	m	0.0	敷設1	m	0.0	
敷設2	m ²	0.0	敷設2	m	0.0	敷設2	m	0.0	
中継部	m ²	0.0	中継部	m	0.0	中継部	m	0.0	
合計	m ²	11.8	合計	m	8.2	合計	m	8.2	
路体	m ²	0.0	路体	m	0.0	路体	m	0.0	
W<2.5	m ²	0.0	W<2.5	m	0.0	W<2.5	m	0.0	
2.5≤W<4.0	m ²	0.0	2.5≤W<4.0	m	0.0	2.5≤W<4.0	m	0.0	
W≥4.0	m ²	0.0	W≥4.0	m	0.0	W≥4.0	m	0.0	
W<2.5	m ²	0.0	W<2.5	m	0.0	W<2.5	m	0.0	
2.5≤W<4.0	m ²	0.0	2.5≤W<4.0	m	0.0	2.5≤W<4.0	m	0.0	
W≥4.0	m ²	0.0	W≥4.0	m	0.0	W≥4.0	m	0.0	
土質土	m ²	0.0	土質土	m	0.0	土質土	m	0.0	
合計	m ²	0.0	合計	m	0.0	合計	m	0.0	
土砂	m ²	0.0	土砂	m	0.0	土砂	m	0.0	
敷設1	m ²	0.0	敷設1	m	0.0	敷設1	m	0.0	
敷設2	m ²	0.0	敷設2	m	0.0	敷設2	m	0.0	
中継部	m ²	0.0	中継部	m	0.0	中継部	m	0.0	
舗装C	m ²	0.0	舗装C	m	0.0	舗装C	m	0.0	
覆土	m ²	0.0	覆土	m	0.0	覆土	m	0.0	

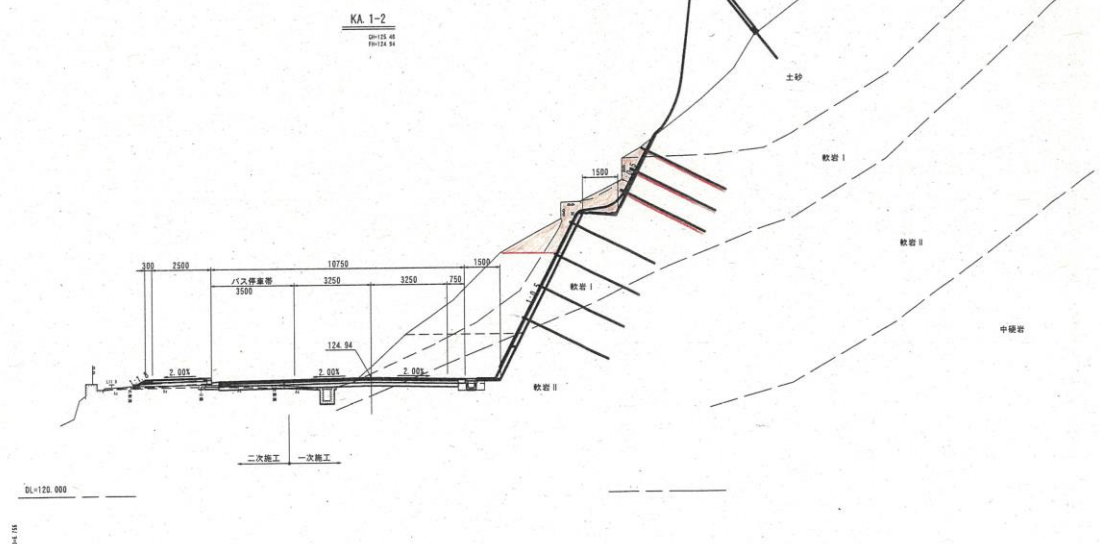


公共 第一回変更

路線名	国道181号 (佐川～根雨原工区)
国道181号 (佐川～根雨原工区)	
改良工事 (I工区) (防災安全交付金)	
図名	横断面図 (8)
位置	日野郡江府町佐川～西谷郡御幸町根雨原
縮尺	1:100
単位	mm
図号	全 14 葉中の内 9
令和 3 年度施行	鳥取県
西部総合事務所米子県土整備局	

※A3出力時: 50%縮尺

測 点 KA 1-2									
種 別	単位	数量		種 別	単位	数量		種 別	単位
		二次施工	一次施工			二次施工	一次施工		
用 土	片切	土 砂	m ²	2.5	切土部	土 砂	m	1.0	切土部
		軟岩1	m ²	5.0		軟岩1	m	4.7	
		軟岩2	m ²	—		軟岩2	m	0.0	
		中硬岩	m ²	—		中硬岩	m	—	
		土 砂	m ²	0.0		土 砂	m	—	
	オープン カット	軟岩1	m ²	0.0	補修工	硬質素材付	m	—	補修工
		軟岩2	m ²	0.0		補修シート	m	—	
		中硬岩	m ²	—		表 層	m	—	
		合計	m ²	7.5		基 層	m	—	
		R<1.5	m ²	—		路 盤	m	—	
保 土 工	路床	2.5SK<4.0	m ²	—	路 肩	表 層	m	—	路 肩
		R≥4.0	m ²	—		路 盤	m	—	
		R<2.5	m ²	—		歩 道・表層・路盤	m	—	
		2.5SK<4.0	m ²	—		3cm	m	—	
		R≥4.0	m ²	—		10cm	m	—	
	土留土	合計	m ²	—	土留土	砕石取壊し	m ²	—	土留土
		土 砂	m ²	—		コンクリート敷設取壊し	m ²	—	
		軟岩1	m ²	—		吹付土留取壊し	m	—	
		軟岩2	m ²	—		石積取壊し	m	—	
		中硬岩	m ²	—					
作 業 土 工	埋戻し	種別C	m ²	—					
		種別D	m ²	—					



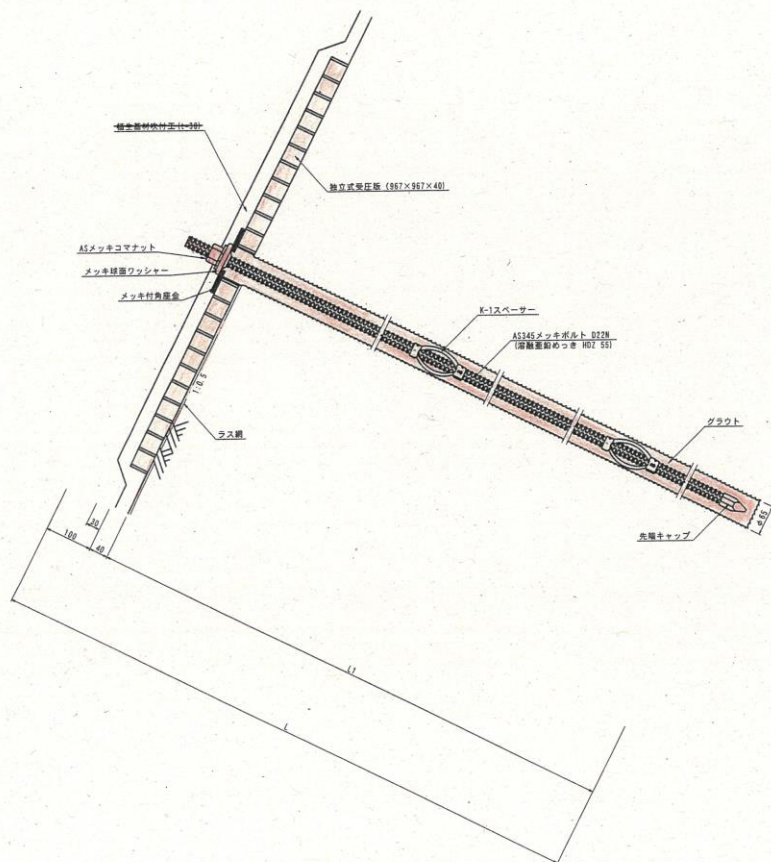
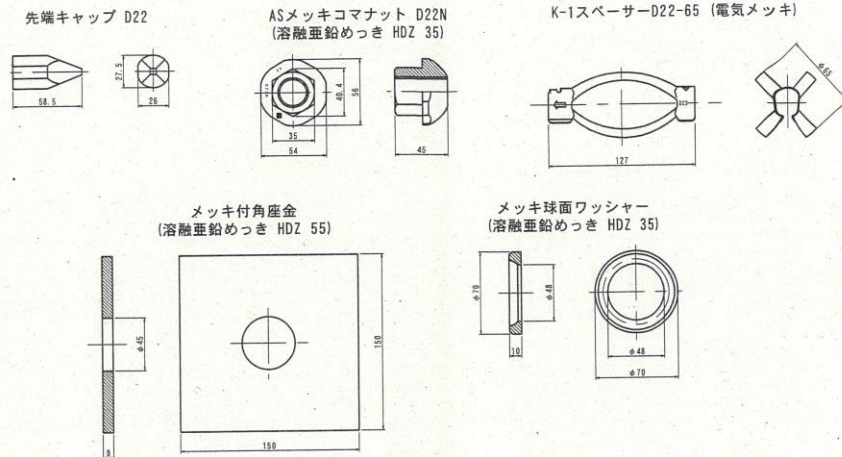
公共 第二回変更

路線名	国道181号 (佐川～根雨原工区)
国道路181号 (佐川～根雨原工区)	
改良工事(1工区) (防災安全交付金)	
図 名	横断面図 (9)
位 置	日野郡江府町佐川～西谷郡吉野町根雨原
縮 尺	1 : 100
単 位	mm
図 号	全 14 葉中の内 10
令和 3 年度施行	鳥取県
西部総合事務所米子県土整備局	

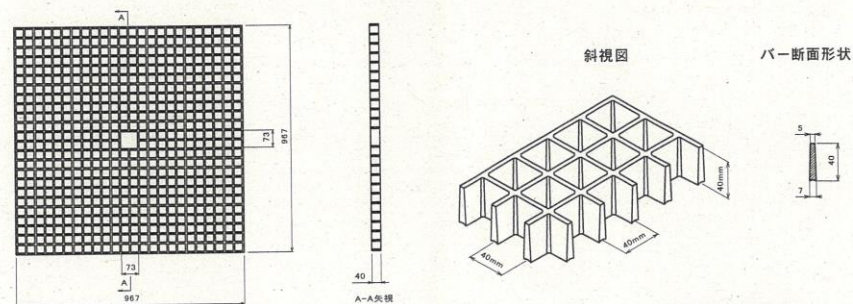
※A3出力時：50%縮尺

鉄筋挿入工詳細図(2)

鉄筋挿入工 詳細図 S=1/5

鉄筋挿入工部品図 $S=1/2$ 

独立式受压版 構造図 S=1/10



数量表

種 別	仕 様	単位	数量	備 考
独立式受圧器	967×967×40	台	1	
A545メッキボルト	Ø22H	m	1	溶融鋳造つき H02 55
汎用メッキボルト	Ø22	個	1	
A5メッキコマナット	Ø22H	個	1	溶融鋳造つき H02 25
E-1スベラー	Ø22-65	台	1	電気メッキ
メッキ付底金	150×150×9 (d45)	枚	1	溶融鋳造つき H02 55
メッキ縁面ワッシャー	φ76×10	個	1	溶融鋳造つき H02 35

(1 箇所当り)

公共 第二回變更

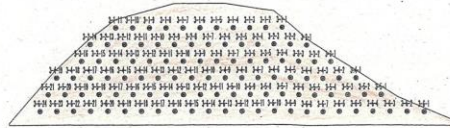
路線名	国道181号（佐川～根原工区）		
国道181号（佐川～根原工区） 改良工事（1工区）（防災安全交付金）			
図 名	鉄棒挿入工詳細図（2）		
位 置	日野郡江府町佐川～西谷郡柏倉町根原南		
縮 尺	図示	単 位	m
図 号	全 14	葉中の内	13
令和 3	年度施行	鳥取県	
西部総合事務所米子県土整備局			

※A3出力時：50%縮尺

鉄筋挿入工展開図

S=1/200

3段目



NO. 12+10

NO. 12

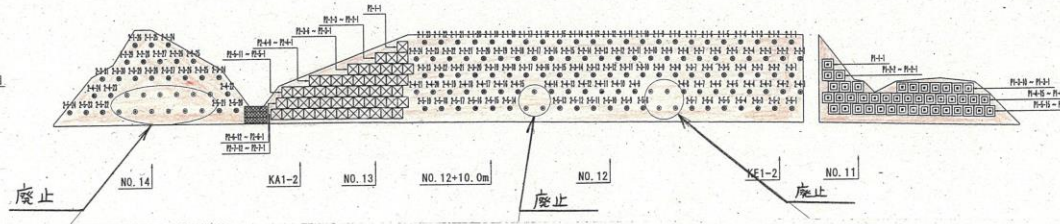
KE1-2

2段目・3段目

実施数量

記号	鉄筋挿入工規格	法面工	3段目	2段目	合計
●	径-022 鉄筋長L=3.0m スパン 1.5m×1.5m	連続縦横収付工 縦生蓋材収付工 (t=3cm)	105本	134本	239本
■	径-022 鉄筋長L=4.0m スパン 1.5m×1.5m	連続縦横収付工 縦生蓋材収付工 (t=3cm)	0本	0本	0本
▲	径-022 鉄筋長L=5.0m スパン 1.5m×1.5m	連続縦横収付工 縦生蓋材収付工 (t=3cm)	0本	0本	0本
□	径-022 鉄筋長L=3.0m スパン 1.5m×1.5m	独立式縦横収付工 (967×967) 縦生蓋材収付工 (t=3cm)	0本	43本	43本
⊗	径-022 鉄筋長L=4.0m スパン 1.5m×1.5m	独立式縦横収付工 (967×967) 縦生蓋材収付工 (t=3cm)	0本	54本	54本

2段目



廃止

NO. 14

KA1-2

NO. 13

NO. 12+10.0m

廃止

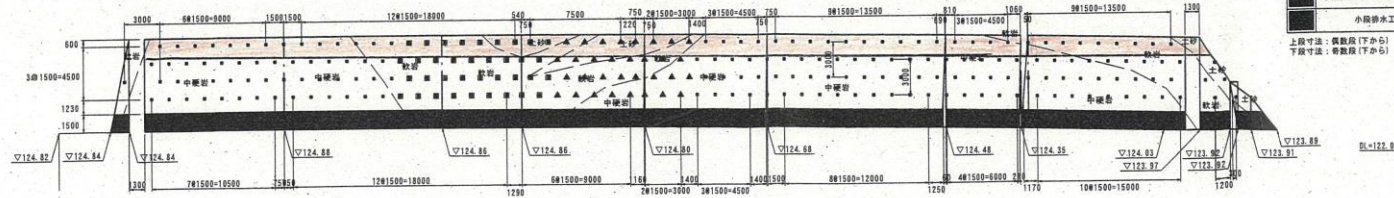
NO. 12

KE1-2

廃止

NO. 11

1段目



NO. 15

NO. 14

KA1-2

NO. 13

NO. 12+10.0m

NO. 12

KE1-2

NO. 11

1段目

凡例	記号	鉄筋挿入工規格	法面工	鉄筋数
	●	径-022 鉄筋長L=3.0m スパン 1.5m×1.5m	連続縦横収付工 縦生蓋材収付工 (t=3cm)	0 4
	■	径-022 鉄筋長L=4.0m スパン 1.5m×1.5m	連続縦横収付工 縦生蓋材収付工 (t=3cm)	0 9
	▲	径-022 鉄筋長L=5.0m スパン 1.5m×1.5m	連続縦横収付工 縦生蓋材収付工 (t=3cm)	0 8
	□	径-022 鉄筋長L=3.0m スパン 1.5m×1.5m	独立式縦横 (967×967) 縦生蓋材収付工 (t=3cm)	—
	⊗	径-022 鉄筋長L=4.0m スパン 1.5m×1.5m	独立式縦横 (967×967) 縦生蓋材収付工 (t=3cm)	—
	■	小筋鉄筋工または鉄筋封閉 (コンクリート収付 t=20cm)		
	■	小筋鉄筋工 (コンクリート収付 t=7cm)		

上段寸法：既設段 (Tから)
下段寸法：新設段 (Tから)

公共 第二回変更

路線名	国道181号 (佐川～根雨原工区)
国道181号 (佐川～根雨原工区) 改良工事 (1工区) (防災安全交付金)	
図名	鉄筋挿入工展開図
位 置	日野郡江府町佐川～西伯郡柏原町根雨原
縮 尺	1 : 200 単 位 m
図 号	全 14 葉中の内 14
令和 3 年度施行	鳥取県
西部総合事務所米子県土整備局	

※A3出力時：50%縮尺

建設工事請負契約書



- 1 工 事 名 国道181号(佐川～根雨原工区)法面工事(2工区)(防災安全交付金)
- 2 工 事 場 所 日野郡江府町佐川
- 3 工 期 着工 令和 5 年 8 月 30 日
完成 令和 6 年 3 月 4 日
- 4 請負代金額 金29,260,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金2,660,000円)
- 5 契約保証金 金2,926,000円

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5 年 8 月 29 日

発注者 住 所 鳥取県米子市糺町一丁目160番地
氏 名 鳥取県
鳥取県西部総合事務所長 中原美由紀



受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

建設工事請負変更契約書



- 1 工事名 国道181号（佐川～根雨原工区）法面工事（2工区）（防災安全交付金）
- 2 工事場所 日野郡江府町佐川
- 3 工期 着工 令和5年 8月30日
完成 令和6年 3月 4日
- 4 元請負代金に対する増額 金2,273,700円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金206,700円）
- 5 請負代金変更増額に対する契約保証金 免除
- 6 その他 （1）別冊設計図書のとおり
（2）契約約款第37条第1項中「ただし、この請求は、工期中3回を超えることができず」とあるのを「ただし、この請求は、工期中4回を超えることができず」に変更する。
（3）その他原契約書のとおり

令和5年8月29日締結した建設工事請負契約について、上記のとおり建設工事請負変更契約を締結する。

ただし、変更契約についても原契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年2月27日

発注者 住 所 鳥取県米子市萩町一丁目160番地
鳥取県
氏 名 鳥取県西部総合事務所長 中原 美由紀



受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

国道181号(佐川～根雨原工区) 道路改良事業の概要

事業主体 鳥取県 西部総合事務所 米子県土整備局

事業の内容

国道181号の江府町佐川から伯耆町根雨原の区間で新しくバイパス道路(約1.6km)を整備します。

計画期間 H27～R10

事業の効果

○時間短縮

バイパス整備による走行距離の短縮及び走行速度の向上による所要時間の短縮を図ります。

○防災対策

冠水箇所や落石、倒木、斜面崩壊などの危険箇所を回避し、防災機能を向上させます。

○交通安全

線形不良箇所解消における交通事故の軽減を図ります。

現状の課題

①JR立体交差部の高さ制限(H=4.4m)



③土砂流出により通行止めが発生



②JR立体交差部が路面冠水

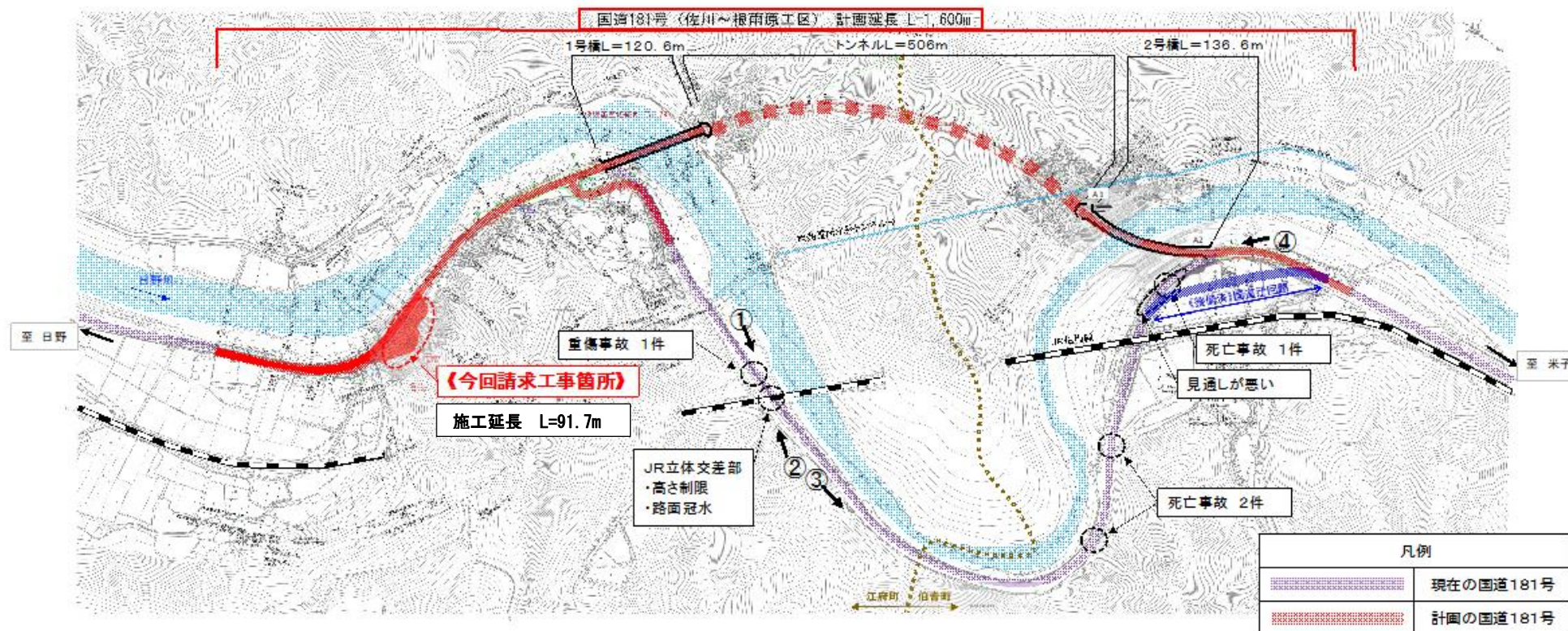


冠水状況	
・H18年	17/12
・H19年	8/5
・H20年	10/18
・H21年	10/18
・H22年	7/18
・H23年	9/9

④見通しが悪く人身事故が多発



位置図



○岩の突出部の状況

資料 2



○受圧板の状況



正面図(イメージ図)

改良工事1工区

改良工事2工区

法面工事2工区

A社

工期：令和4年4月1日～令和5年3月24日

C社

二期：令和5年3月30日～令和5年9月8日

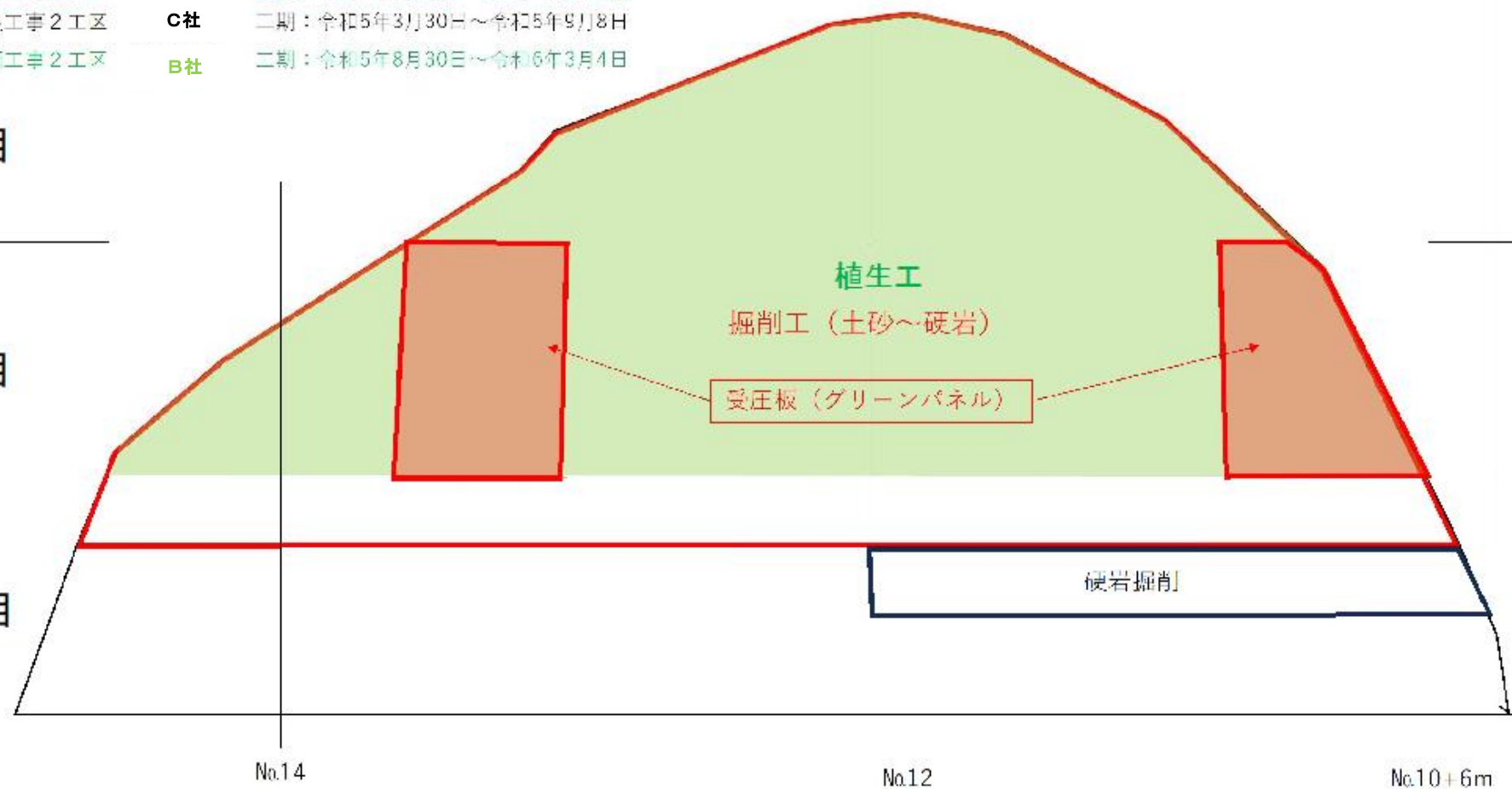
B社

二期：令和5年8月30日～令和6年3月4日

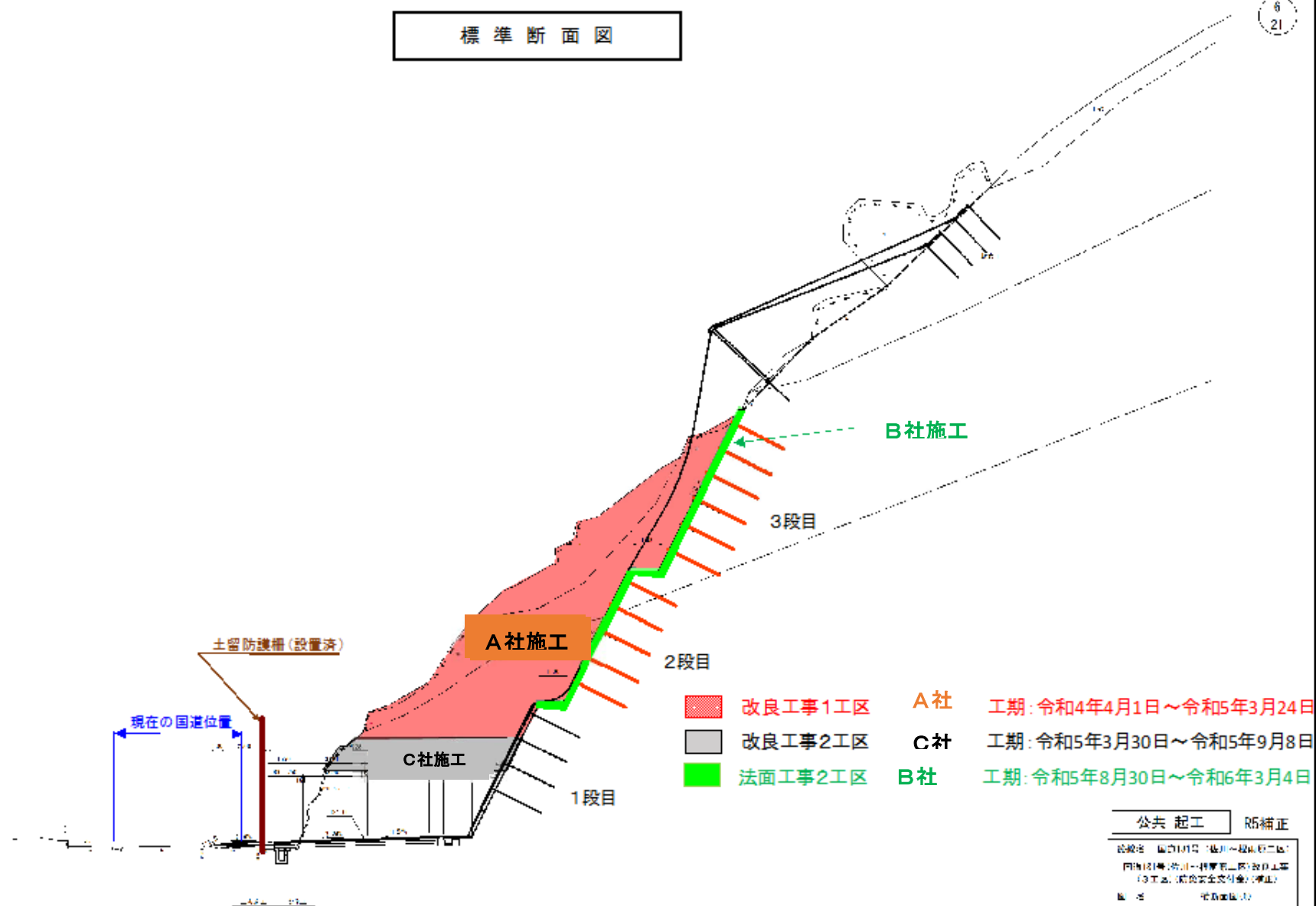
3段目

2段目

1段目



標準断面図

6
21

公共 起工 既補正

路線名	国道1号(岐阜～岐阜南二区)
区間(区間番号)	岐阜～岐阜南二区(改良工事1工区、改良工事2工区、法面工事2工区)
区間	岐阜南二区
区間	岐阜南二区(改良工事1工区、改良工事2工区、法面工事2工区)
区間	岐阜南二区(改良工事1工区、改良工事2工区、法面工事2工区)
区間	岐阜南二区(改良工事1工区、改良工事2工区、法面工事2工区)
区間	岐阜南二区(改良工事1工区、改良工事2工区、法面工事2工区)
区間	岐阜南二区(改良工事1工区、改良工事2工区、法面工事2工区)
区間	岐阜南二区(改良工事1工区、改良工事2工区、法面工事2工区)
区間	岐阜南二区(改良工事1工区、改良工事2工区、法面工事2工区)
区間	岐阜南二区(改良工事1工区、改良工事2工区、法面工事2工区)

道路局 建設部 建設課

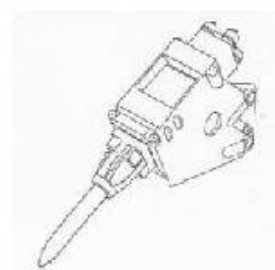
A社 が当該突出部で行った施工方法[オープン掘削（大型ブレーカー）]



●ブレーカー工法

ブレーカーによる岩掘削は、コンプレッサからの空気圧や油圧で、ブレーカー内部のスプリングを作動させ、先端に繰り返しの衝撃力を発生させ岩を取り壊す工法である。市街地においては騒音公害の関係から、余り使用されていない。

ブレーカーには、ハンドブレーカーと大型ブレーカー（ジャイアントブレーカーとも言う）がある。ハンドブレーカーのうち小型のものをピックハンマーと言う。大型ブレーカーはバックホウに取り付け、下向きの作業に適するが、垂直および水平の線切りにも使用されている。



大型ブレーカー

B社 の当初契約時に積算していた施工方法[片切掘削（人力併用機械掘削）]

人力併用機械掘削

機械掘削（大型ブレーカー）と人力掘削（コンクリートブレーカーによる掘削）の組合せにより掘削する工法で、軟岩の掘削作業に使用される。（硬岩も可）

コンクリートブレーカーは、手持ち式で下向きせん孔に使用され、ハンドブレーカーとも呼ばれる。小規模の掘削、石炭、軟岩、コンクリート等の掘削、岩塊の小割り等に使用されることが多い。機械質量は10kg以下から40kgを超えるものがあるが、10～20kg程度のものが多く、1人で操作する場合は15kg以下のものが扱いやすい。空気式がほとんどであるが、その他、油圧式、電動式、エンジン直結式のものもある。



人力による掘削作業状況



大型ブレーカーによる掘削作業状況

B 社

が当該突出部で実際に行った施工方法[人力岩掘削(スプリッター(セリヤ))]



大型ブレーカーではできない、人力による細かい掘削作業が可能だが、ロープで体を支えながら掘削作業を行うので作業効率は悪い

掘削工
人力掘削状況



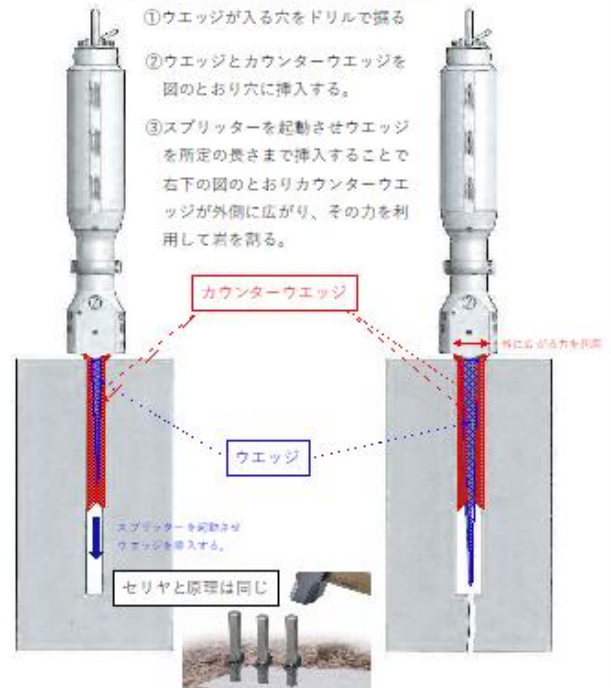
使用機械
スプリッター

スプリッター (セリヤ) の施工方法

①ウエッジが入る穴をドリルで掘る

②ウエッジとカウンターウエッジを
図のとおり穴に挿入する。

③スプリッターを起動させウエッジ
を所定の長さまで挿入することで
右下の図のとおりカウンターウエ
ッジが外側に広がり、その力を利用
して岩を割る。



【参考】 A 社 が1段目の硬岩部分で行った施工方法 (静的破砕剤充填工法)



①クローラドリルで直径65mmの穴を掘る



②静的破砕剤を水と混ぜ合わせる



③掘った穴に静的破砕剤を流し込む



④静的破砕剤の膨張する力を利用して岩を割る

住民監査請求制度の概要

1 住民監査請求制度について

(1) 制度の目的

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、長（知事等）、委員会や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法若しくは不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるべきことを請求するものです。

この制度は、住民の請求により違法若しくは不当な行為を止めさせたり、改めさせたり、これによって生じた損害を回復させることによって、地方公共団体の財務面における適正な運営を確保し、住民全体の利益を擁護することを目的とするものです。

(2) 制度の特徴

- ア 住民であれば1人でも請求できます。
- イ 請求できる内容は、財務会計上の行為に限定されています。
- ウ 請求のあった日から60日以内に結果が出されます。
- エ 監査の結果等に不服がある場合は、住民訴訟が提起できます。

(3) 請求の要件（根拠法令：地方自治法第242条）

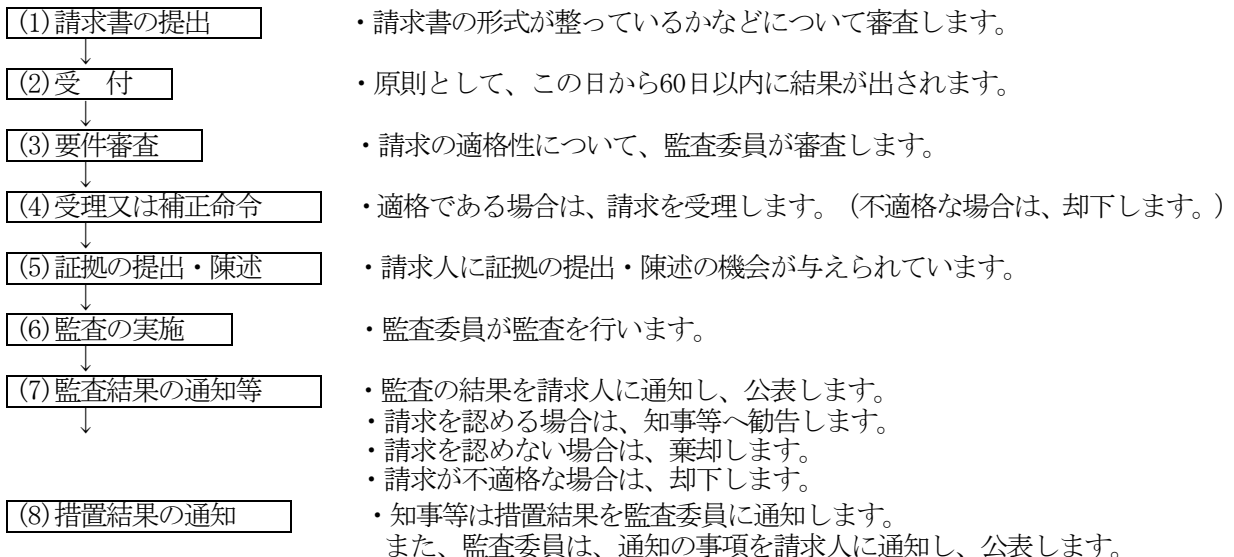
監査請求ができるのは、次のような財務会計上の行為です。

- ア 違法若しくは不当な (1) 公金の支出 (2) 財産の取得、管理、処分 (3) 契約の締結、履行 (4) 債務その他の義務の負担(予算に基づかない借入等)
- イ 違法若しくは不当に (1) 公金の賦課、徴収を怠る事実 (2) 財産の管理を怠る事実
- ウ 上記アの行為が行われることが相当の確実さで予測される場合

また、監査請求には、請求の対象となる行為を具体的に記載した「事実を証する書面」を添付することが必要です。

なお、正当な理由がある場合を除き、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは監査請求することができません。（上記の「イ」を除く。）

2 住民監査請求の流れ



（住民訴訟の提起）―― 根拠法令：地方自治法第242条の2

請求人は、次に掲げる場合は訴訟を提起できる。

- (1) 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合
（監査結果の通知があった日から30日以内）
- (2) 監査委員の勧告を受けた知事等の措置に不服がある場合
（当該措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内）
- (3) 監査委員の勧告を受けた鳥取県議会、知事が措置を講じない場合
（当該勧告に示された期間を経過した日から30日以内）